

事 務 連 絡
平成 23 年 6 月 21 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

東日本大震災による被災に伴う国民健康保険組合の
一部負担金の負担割合等の取扱いについて

今般の東日本大震災の影響に鑑み、所得税や市町村民税の申告期限が延長され、被災地の市町村の一部においては、市町村民税の課税時期も延期されているところである。

一部負担金の負担割合並びに高額療養費の自己負担限度額及び高額介護合算療養費の限度額（以下「一部負担金の負担割合等」という。）については、例年 8 月 1 日から前年所得又は当年度の市町村民税の課税の有無等により判定を行っているところであるが、このような市町村においては課税情報等が確定しないため、通常どおり、一部負担金の負担割合等の判定並びに高齢受給者証及び限度額適用認定証・標準負担額減額認定証（以下「高齢受給者証等」という。）の判定等ができないこととなる。

このため、本年 8 月 1 日以降においても前年所得等の把握が困難である市町村に住所を有する国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）の被保険者における一部負担金の負担割合等の判定及び高齢受給者証等の交付の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管内国保組合への周知等、特段の御配慮をいただきたい。

記

本年 8 月 1 日以降において、前年（平成 22 年）所得又は当年度（平成 23 年度）の市町村民税の課税の有無等（以下「前年所得等」という。）の把握が困難な市町村に住所を有する国保組合の被保険者においては、当面、前々年（平成 21 年）所得又は平成 22 年度の市町村民税の課税の有無等に基づいて、一部負担金の負担割合等の判定及び高齢受給者証等の交付を行っても差し支えないこと。

なお、前年所得等の把握が可能となった場合には、一部負担金の負担割合等の再判定及び高齢受給者証等の再交付を行うこととし、それまでの間、被

保険者が本来の自己負担分より多く負担していた場合には差額を還付し、少なく負担していた場合には差額を返還請求すること。また、この旨を被保険者に対し、高齢受給者証等の年度更新等の際に事前に十分説明すること。

※ 所得が把握できない場合、例えば国民健康保険の高齢受給者証の負担割合については通常1割と判定することとなるが、多くの被保険者は、例年負担割合が変わらないため、前々年所得等に基づき判定することにより、前年所得等が把握された際の負担割合の変更を少なくするものである。